【現在の許可業種】

【見直し後の許可業種】

飲食店営業

喫茶店営業

（拡大）飲食店営業

◆食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業（調理行為の発生しない、単なる場所の提供を除く。）
◆麺、ソフトクリーム、菓子、飲料水などを調理者から消費者に直接販売されるか又は表示義務が免除される対面販売を前提として調理・加工する営業（持ち帰り、テイクアウトの範囲）
◆飲料水、かき氷などの提供のみ
◆既製品（そのまま喫食可能）を開封、加温、盛り付け等して提供
◆半製品を簡易な最終調理（揚げる、焼く等）を行い提供
◆米飯を炊飯、冷凍パン生地を焼成
◆既製品の飲料及び自家製飲料の提供
◆肉屋において、メンチカツ、コロッケ等を調理し販売
◆魚屋において、そうざいを調理し販売

（再編）調理の機能を有する自動販売機

◆部品等が直接食品に触れる機種であって、自動洗浄装置等の危害発生防止のための高度な機能を有しない自動販売機
◆高度な機能を有しているが、屋外に設置されている自動販売機

届出

◆屋内に設置された高度な機能を有する自動販売機

菓子製造業

あん類製造業

（拡大）菓子製造業

◆飲料（スープ類を除く。）を添えて施設内で提供する場合を含む。
◆調理パンの製造を含む。
◆あん製造業と統合

アイスクリーム類製造業

アイスクリーム類製造業

変更なし

乳処理業

（拡大）乳処理業

◆牛乳、山羊乳以外の生乳又は乳を含む。
◆乳酸菌飲料の製造を含む。

乳製品製造業

（拡大）乳製品製造業

◆無脂乳固形分3.0％未満の乳酸菌飲料の製造を含む。

特別牛乳搾取処理業

特別牛乳搾取処理業

変更なし

集乳業

集乳業

◆牛乳、山羊乳以外の生乳又は乳を含む。
◆乳処理業に併設したクーラーステーションを除く。

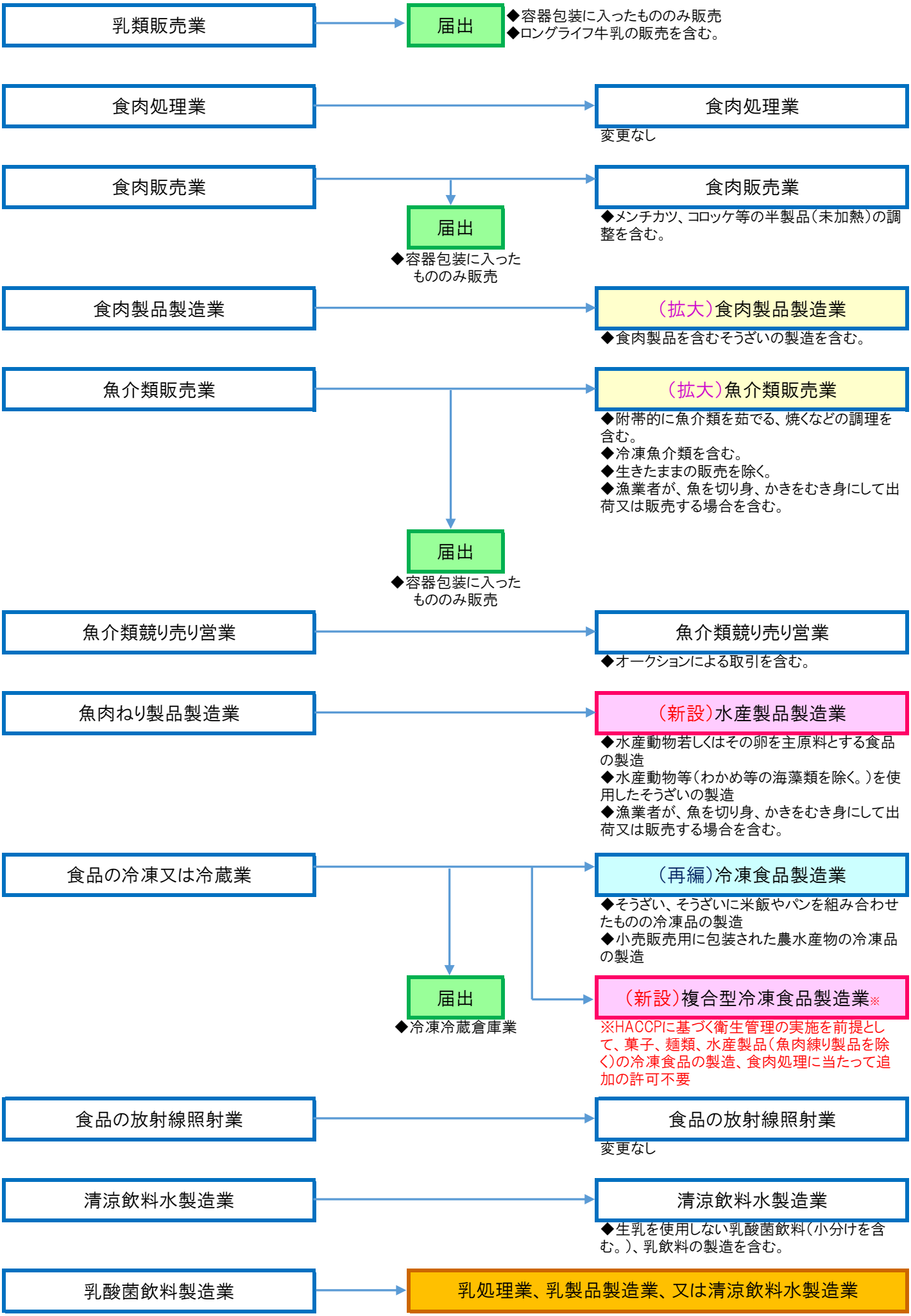
乳類販売業
届出
◆容器包装に入ったもののみ販売
◆ロングライフ牛乳の販売を含む。
食肉処理業
食肉処理業
変更なし
食肉販売業
食肉販売業
◆メンチカツ、コロッケ等の半製品（未加熱）の調整を含む。
届出
◆容器包装に入ったもののみ販売
食肉製品製造業
（拡大）食肉製品製造業
◆食肉製品を含むそうざいの製造を含む。
魚介類販売業
（拡大）魚介類販売業
◆附帯的に魚介類を茹でる、焼くなどの調理を含む。
◆冷凍魚介類を含む。
◆生きたままの販売を除く。
◆漁業者が、魚を切り身、かきをむき身にして出荷又は販売する場合を含む。
届出
◆容器包装に入ったもののみ販売
魚介類競り売り営業
魚介類競り売り営業
◆オークションによる取引を含む。
魚肉ねり製品製造業
（新設）水産製品製造業
◆水産動物若しくはその卵を主原料とする食品の製造
◆水産動物等（わかめ等の海藻類を除く。）を使用したそうざいの製造
◆漁業者が、魚を切り身、かきをむき身にして出荷又は販売する場合を含む。
食品の冷凍又は冷蔵業
（再編）冷凍食品製造業
◆そうざい、そうざいに米飯やパンを組み合わせたものの冷凍品の製造
◆小売販売用に包装された農水産物の冷凍品の製造
届出
◆冷凍冷蔵倉庫業
（新設）複合型冷凍食品製造業※
※HACCPに基づく衛生管理の実施を前提として、菓子、麺類、水産製品（魚肉練り製品を除く）の冷凍食品の製造、食肉処理に当たって追加の許可不要
食品の放射線照射業
食品の放射線照射業
変更なし
清涼飲料水製造業
清涼飲料水製造業
◆生乳を使用しない乳酸菌飲料（小分けを含む。）、乳飲料の製造を含む。
乳酸菌飲料製造業
乳処理業、乳製品製造業、又は清涼飲料水製造業

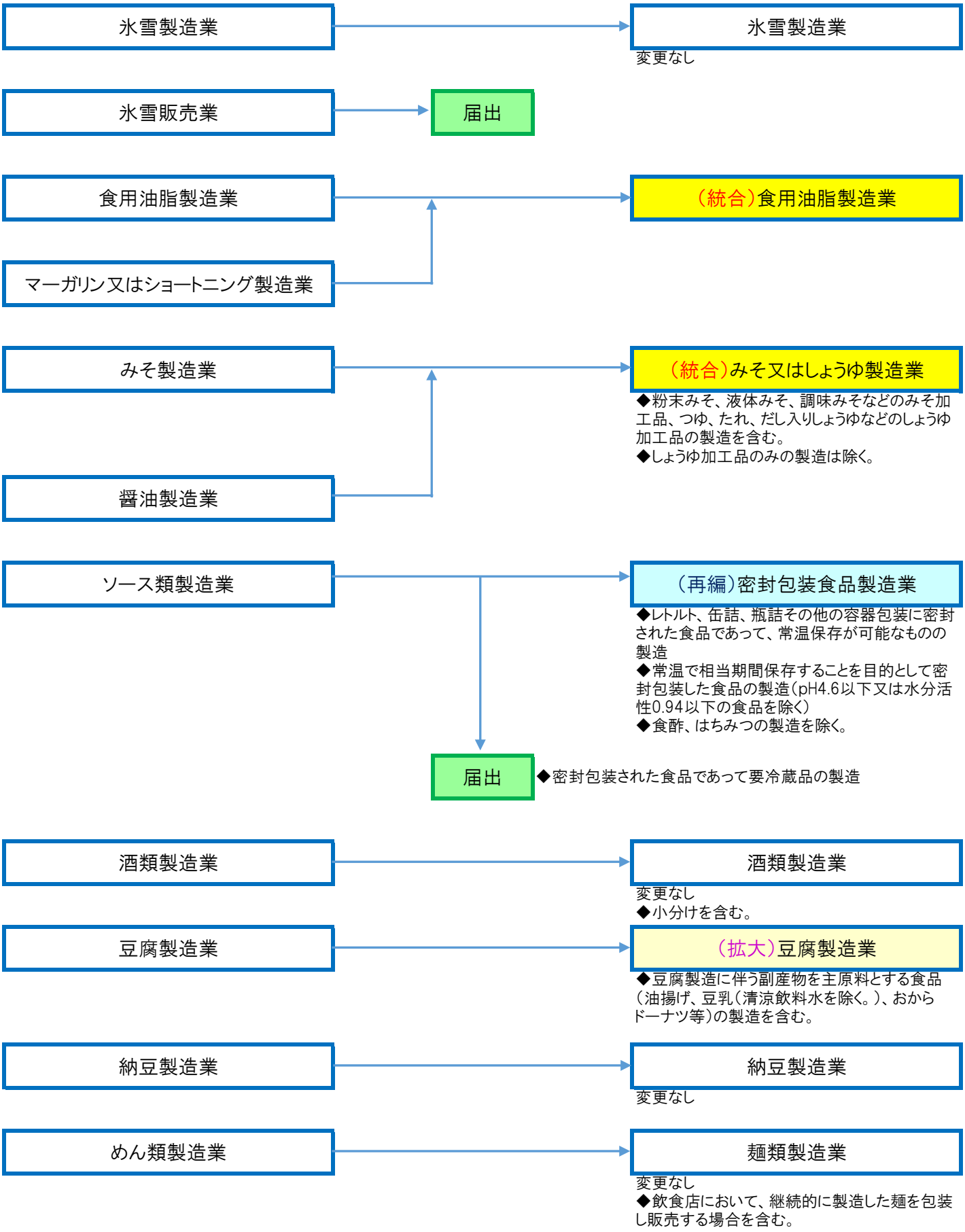
氷雪製造業
氷雪製造業
変更なし
氷雪販売業
届出
食用油脂製造業
マーガリン又はショートニング製造業
（統合）食用油脂製造業
みそ製造業
醤油製造業
（統合）みそ又はしょうゆ製造業
◆粉末みそ、液体みそ、調味みそなどのみそ加工品、つゆ、たれ、だし入りしょうゆなどのしょうゆ加工品の製造を含む。
◆しょうゆ加工品のみの製造は除く。
ソース類製造業
（再編）密封包装食品製造業
◆レトルト、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品であって、常温保存が可能なものの製造
◆常温で相当期間保存することを目的として密封包装した食品の製造（pH4.6以下又は水分活性0.94以下の食品を除く）
◆食酢、はちみつの製造を除く。
届出
◆密封包装された食品であって要冷蔵品の製造
酒類製造業
酒類製造業
変更なし
◆小分けを含む。
豆腐製造業
（拡大）豆腐製造業
◆豆腐製造に伴う副産物を主原料とする食品（油揚げ、豆乳（清涼飲料水を除く。）、おからドーナツ等）の製造を含む。
納豆製造業
納豆製造業
変更なし
めん類製造業
麺類製造業
変更なし
◆飲食店において、継続的に製造した麺を包装し販売する場合を含む。

そうざい製造業

（拡大）そうざい製造業

◆そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品（弁当類）の製造を含む。
◆そうざい半製品の製造

（新設）複合型そうざい製造業※

※HACCPに基づく衛生管理の実施を前提として菓子、麺類、水産製品（魚肉練り製品を除く）の製造、食肉処理に当たって追加の許可不要

缶詰又は瓶詰食品製造業

（再編）密封包装食品製造業

◆レトルト、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品であって、常温保存が可能なものの製造
◆常温で相当期間保存することを目的として密封包装した食品の製造（pH4.6以下又は水分活性0.94以下の食品を除く）
◆食酢、はちみつの製造を除く。

届出

冷蔵流通するもの、はちみつ、酢

添加物製造業

添加物製造業

変更なし
◆規格が定められた添加物の小分け、添加物製剤の製造を含む。
◆添加物製剤の小分けのみを除く。

（新設）液卵製造業

（新設）漬物製造業

◆漬物及び漬物加工品（高菜漬け炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等）の製造

（新設）食品の小分け業

◆既製品（菓子、乳製品（固形）、食肉製品、水産製品、食用油脂、みそ、しょうゆ、豆腐、納豆、麺、そうざい、冷凍食品、漬物など）を仕入れて小分け包装する営業
◆アイスクリーム類、乳、乳製品、清涼飲料水、液卵、酒類、食品添加物の小分けを除く。